

自治公民館設置補助申請の手続き

1. 自治公民館設置補助事業計画書

補助を受けようとする年度の前年の「6月末」までに関係書類を添付して提出してください。
(計画決定の総会議事録等)

2. 自治公民館設置補助金内定通知書

事業年度当初に市長より区代表に通知します。
内定通知を受けてから事業を進めてください。

3. 自治公民館設置補助金交付申請書

内定通知を受けたら直ちに市長あてに提出してください。
関係書類を添付して申請してください。

4. 自治公民館設置補助金交付決定通知書

申請書の関係書類審査のうえ、補助金を決定し、市長が区代表に通知します。

◎交付決定後、事業計画を変更した場合

自治公民館設置補助事業計画変更承認申請書

自治公民館設置補助事業計画変更承認書

5. 自治公民館設置補助事業完了報告書

※事業完了後 30 日以内に完了報告書を市長に提出してください。関係書類（工事前後の写真、領収書の写し等）を添付して報告してください。

完了検査

事業完了報告書の提出後、生涯学習課が事業完了現場を確認審査します。

6. 自治公民館設置補助金交付請求書

請求書提出の日から2ヶ月以内に指定された口座に振込みます。(口座振替依頼書)

7. 指定金融機関へ振替

問い合わせ先

筑紫野市教育委員会生涯学習課 生涯学習・青少年担当
電話：918-3535